



情報ステーション

OKEGAWA Information Station

12月

情報ステーション

健康ステーション

いっしょにDOですか

響の森情報

まちの話題

市民伝言板

市長元気通信 かつ 動 報 告 vol.46



▲開会式



▲子ども達によるステージイベント

去る10月28日(土)・29日(日)、「第17回桶川全国ふるさと祭り」が、

17回目となる今年のテーマは「ふるさと祭りを次世代につなげ元



開催日両日は、台風22号の影響であいにくの雨模様ではありましたが、

今年2月に「友好都市・災害時応援協定」を締結し、また、桶川の

今回の祭りもそうですが、市内では多種多様な分野で様々な活動

桶川市長 小野克典

教育委員会第12回定例会のお知らせ

平成30年度 学校給食物資納入指定業者の新規申請のお知らせ

指定を受けている場合は、申請書を郵送します。

第5次桶川市障害者計画・第5期桶川市障害福祉計画(案)について意見を募集します

個人番号カード(マイナンバーカード)の受け取りはお済みですか

駅東口の整備状況について

駅東口の整備については、現在、駅前広場と駅通り、中山道(交差点部)整備に必要な

<駅東口整備のイメージ図>



東口エレベーター外装



東口駅前広場

女性消防団員も募集しています!

消防団員として地域の安全を一緒に守りませんか?

桶川市消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、

応募者は、地域の分団に紹介し消防団の説明を受け、欠員の状況などにより入団

対 象▶市内在住・在勤の18歳以上の人

待 遇▶条例に基づく報酬、出動手当、退職報償金を支給します。また、活動中の負傷



普通救命講習



放水訓練

第12回農業委員会総会

とき▶12月25日(月)午後2時

生涯学習ガイド(12月~3月)を活用ください



### 「公民館利用の手引き」 を利用してください

公民館は、社会教育法に基づいて設置された、地域の生涯学習や社会教育の拠点となる施設です。皆さんに教育や学術、文化に関する各種の事業を行い、教養の向上や健康の増進などを図り、生活文化の振興および社会福祉の増進に役立つための施設として運営されています。

これらのことを実現するために、公民館では、「学びの場」「集いの場」「交流の場」として、また、「仲間づくり」や「地域づくり」「まちづくり」などを目的とする自主的なグループ活動を支援するために、施設の貸し出しを行っています。

この度、皆さんにわかりやすく利用していただくことを目指し「公民館利用の手引き」を作成しました。平成30年1月1日から運用を始めますのでお知らせします。詳しい内容は、各館に設置している「公民館利用の手引き」をご覧ください。

#### 【主な内容】

①公民館を利用するためには、あらかじめ公民館への登録が必要です。登録は、利用目的が生涯学習や社会教育に関する活動を行う、原則として5人以上で、3分の2以上が市内在住、在勤、在学者による団体と

なりますが、この度、4人以下でも登録できるようになります。

なお、公民館の効率的な利用促進のため、引き続き5人以上の団体などの利用を優先させていただきますが、利用希望日の7日前以降で空きがある場合は、4人以下の登録者の受付を行います。

②公民館の利用予約および申請は、原則として利用日の2日前までに手続きをお願いしていますが、部屋の空き状況などによっては前日、当日の予約および申請手続きも可能となります。

詳しくは☎各公民館

### 加納公民館有料化のお知らせ

加納公民館は現在、無料で使用していただいていたのですが、平成30年4月1日(日)から有料となります。それに伴い、他の公民館と同様に平成30年4月1日(日)分以降の予約については、使用料が発生しますのでご了承ください。年末年始業務のお知らせ(本紙2ページ)も併せてご覧ください。

なお、各部屋の使用料については、加納公民館へ問い合わせてください。

詳しくは☎加納公民館 ☎728-1040

### 平成30年度 市内小・中学校体育施設開放について

詳しくは☎スポーツ振興課

市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として、市内小・中学校の体育館と校庭を開放します。

なお、説明会を実施し団体間の調整をしますので、登録団体は必ず代表1人の出席をお願いします。

と き▶平成30年1月30日(火)午後7時

と ころ▶東公民館大ホール

※登録希望団体は、1月5日(金)までにスポーツ振興課で登録の手続きを行ってください。

対 象▶市内に在住、在学、在勤する人で構成された、責任者が明確になっている10人以上のグループまたは団体(登録は1団体1校のみ)

※営利目的は使用不可

※フットサルのグループ・団体は、全ての学校の体育館について、利用登録できません。

開放施設▶体育館・校庭

	小 学 校	中 学 校
開放校	桶川小、西小、加納小、川田谷小、東小、日出谷小、朝日小	桶川中、東中、西中、加納中
開放する日 および時間 (原則)	【体育館】 平日⇒午後6時～9時 土日祝日⇒午前9時～午後9時	【体育館】 平日⇒午後7時～9時 土日祝日⇒午後7時～9時
	【校庭】 土日祝日のみ 5～8月⇒午前9時～午後7時 9～4月⇒午前9時～午後5時	

### 冬の交通事故防止運動12/1～14 「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

年末が近づくにつれて、人や車の動きが慌ただしくなり、また、飲酒の機会が増加することによっても、交通事故の多発が懸念されます。家庭・地域・職場でも協力し、交

- 県下統一重点目標▶
- 高齢者の交通事故防止
- 夜間の歩行中・自転車の交通事故防止
- 飲酒運転・寝込みによる交通事故防止
- 桶川市重点目標▶
- 交差点および自転車の交通事故防止

詳しくは☎安心安全課

### 12月3日～9日は 障害者週間です

障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加への意欲を高めることを目的として、障害者週間が設けられています。障害のある人が社会の様々な分野で活躍できるように、ご理解とご協力をお願いします。

#### 【障害者施策についての「案内」手帳制度

様々な支援事業や制度には、障害のある人のために、医療、福祉サービス、各種減免、手当などがあり

ますが、それらの事業などを利用する際には、次のような手帳の所持を必要とする場合があります。

#### ①身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓などの機能に永続する障害のある身体の部位および1級～6級の障害の程度区分などが記入された手帳です。県が障害認定して、手帳を交付します。

#### ②療育手帳

知的障害のある人のための手帳で、障害の程度によりA最重度、A重度、

B中度、C軽度の4段階に区分されています。専門機関で判定した後、県が手帳を交付します。

#### ③精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人のための手帳で、障害の程度により1級～3級に区分されています。県が判定した後、手帳を交付します。

#### 相談支援の窓口

相談支援センター

障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉課で障害のある人やその家族などからの相談に応じるほか、次の相談支援センターでも相

談支援事業を行っています。

#### ①わおん

障害のある人やその家族が、地域の中で生活するうえで、居宅サービスの利用援助、社会的資源の活用や社会生活力を高めるための支援、必要な情報提供などを行います。

所在地▶坂田777

☎729-1195 FAX728-7141

※障害のある人の一般就労をするための「桶川市障害者就労支援センター」も併設しています。

#### ②杜の家

主に精神障害に関する福祉サービスの利用、日常生活で困っていることや悩み、経済的な問題や就労についての相談に応じます。

所在地▶上尾市緑丘2-2-27

上尾医療センター2階

☎778-3531 FAX778-3533

○ヘルプカードを配布しています!

ヘルプカードは、高齢者、障害者、難病のある人など、支援の必要の人が日頃から携帯することで緊急時や災害時などに支援や配慮を求めやすくするカードです。

障害者手帳をお持ちでない人でも利用でき、障害福祉課の窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは☎障害福祉課

障害者に関するマーク	
シンボルマーク(色)	マークの名称、概要、使用方法など
 (濃青の地に白)	障害者のための国際シンボルマーク 様々な障害のある人が利用できる建物、公共交通機関であることを明確に表すための世界共通のマークです。このマークは、すべての障害者を対象としたもので、車いすを利用する障害者を限定して使用されるものではありません。
 (青地に白)	盲人のための国際シンボルマーク このマークは、世界盲人連合で定めた世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーが考慮された建物、設備などに付けられています。信号機や、書籍などで身近に見かけるマークです。
 (明るい緑)	耳のマーク 聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活のうえで不安があります。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、聞こえないことへの配慮を求める場合などに使われるマークです。
 (青地に白、ハートプラスは赤)	ハート・プラスマーク このマークは、身体内部(心臓、肺、腎臓、膀胱または直腸・小腸、肝臓および免疫機能)に障害を持つ人を表しています。ハートプラスの意味は身体内部を意味する「ハート」に、思いやりの心を「プラス」しています。
 (黒)	オストメイトマーク このマークは、人工肛門・人工膀胱を増設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されます。
 (白地に青)	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬(補助犬)同伴を啓発するためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも補助犬を同伴できます。
 (青地に白)	身体障害者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
 (緑地に黄)	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



### 埼玉県勤労者支援資金のご案内

資金の用途	対象	限度額	利率
子育て・介護両立応援資金 子育てや介護に必要な費用、子どもや親族の医療費、不妊治療費など	勤労者	200万円	年1.0% (保証料別途0.7%)
働くあなたの教育応援資金 扶養する子の小学校入学以降に必要な教育費用(入学金、授業料など)	勤労者	200万円	年1.7% (保証料別途0.7%)
チャレンジ応援資金(キャリアアップ支援) 資格取得、能力開発などを目的とする講座の受講費用	勤労者	50万円	年1.7% (保証料別途0.7%)
チャレンジ応援資金(再就職支援) 厚生労働大臣の指定する「教育訓練給付金」対象講座の受講費用	失業中の人	50万円	年1.4% (保証料別途0.6%)

申込み▶中央労働金庫上尾支店☎773-2351

その他▶申込みに当たっての要件(県内居住、年齢、所得など)がありますので、申込み前に県勤労者福祉課に確認してください。

申込み後の審査(中央労働金庫)の結果、ご希望に添えない場合があります。

「チャレンジ応援資金(再就職支援)」は、国の「教育訓練給付金」の支給対象者に限ります。

問合せ▶県勤労者福祉課☎830-4518

### ウォームビズ・節電対策にご協力を

詳しくは▶環境課

市では、3月31日までの間、次のとおりウォームビズ・節電対策を実施しています。ご理解・ご協力をお願いします。

服装▶重ね着をして寒さ対策をする。ノーネクタイでセーター・ハイネックなどの着用を認める。

エアコン▶20度以下の場合に使用し、設定温度を20度以下として午前8時30分以降にスイッチを入れ、午後5時でスイッチを切る。

照明器具▶原則、一部消灯とする。昼休みは完全消灯。ただし、LEDなどの省電力照明器具設置箇所は対象外とする。

パソコン▶自席を離れる場合はスタンバイモードにする。

時間外勤務▶エアコン・照明の使用を極力控える。

#### 【市民の皆さんへ】

市民の皆さんも家庭でできる節電対策にご協力をお願いします。

○エアコンのフィルターの掃除をこまめに行い、カーテンなどで冷気の進入をカットし、風向きは下向きにする。

○こたつ・電気カーペットについては、機器本体と床との間に敷物をし、こたつの掛け布団、敷き布団は2枚にする。

○冷蔵庫については、扉の開閉は短く少なくし、できるだけ放熱スペースをとる。

○温水洗浄便座(暖房便座)のふたを閉める。

ほんの些細なことでも節電につながります。各家庭で省エネに工夫を凝らし、寒い冬を乗り切りましょう。

**反射材の使用とハイビームの活用を、不幸な交通事故をなくしましょう**

県内の交通事故死亡事故については例年、年末に多発する傾向にあり、そのうち夜間の発生が6割以上を占めています。

薄暮時から夜間にかけて徒歩で外出する人と自転車利用者は、自分の命を守るために反射材を必ず身に付けてください。反射材を使用すると車のライトに反射し、約100m離れたドライバーでも、その存在をはっきりと確認できるようになります。

また、ドライバーはライトをハイビームにしてください。道路交通法においては、夜間、対向車や先行車がない場合、ライトをハイビームにするよう規定されています。

ドライバーのハイビーム点灯と歩行者などの反射材使用の相乗効果により、ドライバーがいち早く危険を察知でき、交通事故防止に大きく貢献します。

皆さん一人ひとりがゆとりと思いやりを持って道路を利用し、不幸な交通事故の発生をなくしましょう。

問合せ▶上尾警察署☎773-0110

### 自立支援協議会主催「家族支援講演会」のお知らせ

地域には、こころの病気を抱える障害者と障害者を支える家族が、多くの悩みを抱えながら生活しています。そのような障害者や家族の思いを聞いてみませんか。当日に本人や家族の相談先サポートガイドを配布します。

テーマ▶「精神疾患及び、障害の方を支える家族の思い」

とき▶12月19日(火)午後2時～4時(午後1時30分受付開始)

ところ▶地域活動支援センター

対象▶市内在住、在勤、在学の人、その他関係機関従事者

費用▶無料

定員▶50人※申込み不要

講師▶聖学院大学人間福祉学部教授 相川章子さん

詳しくは▶障害福祉課

### 人権週間記念行事を開催します

12月4日～10日は人権週間です。さいたま市方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、人権週間に際し、記念行事を開催します。

とき▶12月10日(日)

ところ▶さいたま市産業文化センター

### 埼玉県最低賃金の改定について

埼玉県最低賃金が10月1日から時間額871円に改定されました。埼玉県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを

内容▶第一部▶午後1時～2時40分・平成29年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式

第二部▶午後3時～4時30分・講演会「共に生きる社会へ障がい者によりそう、平等社会への一歩」講師：萩本雅子さん(元日本テレビアナウンサー)

定員▶300人

費用▶無料

問合せ▶さいたま市方法務局人権擁護課☎859-3507

### 見る観るコーナーに作品を展示しませんか

駅自由通路内にある「見る観るコーナー」では、市内のサークルなどの団体の芸術文化に関する作品展示を行っています。

募集期間▶①平成30年1月前半 ②2月前半 ③2月後半 ④3月前半

※先着順で受け付けし、展示期間は原則として、各月前半が1日～16日、後半が16日～翌月1日です。

詳しくは▶自治文化課

含め、県内すべての労働者が対象になります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

※産業によっては特定(産業別)最低賃金が適用されます。

問合せ▶埼玉労働局賃金室(☎600-6205)または最寄りの労働基準監督署

### 育児休業等代替職員の登録試験受験者を募集します

育児休業などを取得する職員の代わりに業務を行う、任期付職員の登録試験受験者を随時募集しています。

受付期間▶平成30年3月31日(土)まで

登録職種▶①事務職【一般】、事務職【社会福祉士】、保育士職(登録試験有り) ②保健師職、栄養士職(登録試験免除)

登録試験内容▶作文および面接

受験資格▶昭和35年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学、高等学校を卒業した人

その他▶詳しくは、受験案内などをご覧ください。

### 市職員を募集します

詳しくは▶職員課

採用年月日▶平成30年4月1日

第1次試験日▶平成30年1月6日(土)

職種▶①事務職【一般】②技術職【土木】

③保育士職

申込期間▶【郵送】12月8日(金)～15日(金)《消印有効》

【持参】12月11日(月)～18日(月)午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日を除く。

受験資格▶  
【共通】○学校教育法による大学、短期大学もしくは高等学校を卒業または卒業見込みの人  
○日本国籍を有する人(保育士職は除く)

①事務職【一般】大学卒・短大卒▶平成4年4月2日以降生まれた人  
高校卒▶平成6年4月2日以降生まれた人

②技術職【土木】昭和59年4月2日以降生まれた人  
※大学、短期大学、高等学校、専門学校で土木系の専門課程を修了した(修了見込みを含む)人または1級土木施工管理技士資格を有する人

③保育士職 保育士資格を有する人(取得見込み含む)  
大学卒▶平成2年4月2日以降生まれた人  
短大・高校卒▶平成4年4月2日以降生まれた人

その他▶詳細は受験案内をご覧ください。  
・受験案内は、12月1日(金)から仮設庁舎総合案内および分庁舎職員課で配布します。なお、ホームページからもダウンロードできます。



シリーズ 明日のあんしん ～高齢者の暮らしを支える～<sup>(28)</sup>

住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように

「地域ケア会議」を行っています！

詳しくは☎高齢介護課

「地域ケア会議」とは、専門職や地域の代表者が集まり、地域に住む高齢者の課題を検討し、対象の高齢者の自立支援を行うとともに、個々の高齢者の生活背景から見えてくる地域資源、課題を把握する会議のことをいいます。

市では今年度から、各地域包括支援センター主催で地域ケア会議を開催し、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、区長、民生委員、地区社会福祉協議会など、会議に合わせて様々な人に参加いただき、活発な情報交換が行われています。その中では、「高齢者の自立を支援するための関わり方、サービスの検討」など、実際の支援方法に関する話だけでなく、「高齢者を支えるために足りない地域資源は何か」「地域にあったら良いなと思う地域資源は何か」など、地域資源に関する意見も多く交わされています。

また、地域づくりを支援するためのネットワークの構築も地域ケア会議の大きな目的の一つとなっています。多くの専門職、地域の代表者が集まり、意見を交わし、情報共有をすることで、顔の見える関係を作り、多職種同士の連携強化も行うことができます。

今後も、継続して地域ケア会議を開催し、地域資源、地域課題の把握を行い、地域づくりにつなげていきます。



今月の納期

固定資産税・都市計画税  
【第3期】  
国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料  
【第6期】

納期限…12月25日  
納付は期限内に！

市いいき健康農園  
利用者を募集します

市では、高齢者の健康維持や生きがい対策の一環として農園整備を行っています。そこで、土に親しみ、野菜づくりなどを始めたい利用者を募集します。

対象▼市内在住の60歳以上で、他の「市いいき健康農園」を利用していない人

農園の場所・区画数▼坂田第4農園（おけがわ団地隣接地）・14区画程度（1区画20㎡程度）

費用▼無料

利用期間▼利用開始から平成30年3月31日まで※更新可

申込み▼高齢介護課に備え付けの申請用紙に記入し、窓口へ。【先着順】

詳しくは☎高齢介護課

今月のおれんじカフェ

認知症の人とその家族・地域住民など誰もが利用できます。専門職に相談したり、入所している皆さんと体操や音楽レクリエーションをとおして触れ合いませんか。認知症への理解を深めていただくことにより、誰もが住みよい桶川市を目指しています。

開催場所	開催日	開催時間 (出入り自由)	参加費
グループホームみんなの家 坂田東1-36-3 ☎729-1616	12月13日(水)	13:30~15:00	無料
愛の家グループホーム桶川 朝日2-10-15 ☎778-6603	12月20日(水)	13:30~15:00	無料
桶川ケアセンターそよ風 上日出谷1245-2 ☎789-3130	12月15日(金)	13:30~15:00	無料
ねむのき 川田谷5830-1 ☎787-0311	12月3日(日) 平成30年1月14日(日)	9:30~12:00	100円
花ノ木の郷 加納1824-1 ☎729-2222	12月10日(日)	10:00~11:30	無料
フィーンズピラ桶川 坂田845-1 ☎728-8887	12月16日(土)	13:30~15:00	100円



詳しくは☎  
高齢介護課

※事前の連絡は不要です。直接お越しください。

第3回 生活支援サポーター養成研修のお知らせ

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの担い手となる、生活支援サポーターの養成研修を開催します。

この研修では、次のような高齢者の健康、安全、制度に関わる講義からサービスの内容に則した実習まで、幅広く高齢者の生活に関わることについて学びます。

対象▶生活支援サポーターとして活動する意欲がある人

定員▶30人 費用▶無料

申込み▶12月1日(金)から、直接高齢介護課へ申し込みください。

詳しくは☎高齢介護課

開催日・場所	時間	研修内容
平成30年 1月17日(水) 保健センター	終日	高齢者施策など(講義) ○介護保険制度、高齢者福祉施策、総合事業について ○個人情報の取り扱いについて ○認知症サポーター養成講座・認知症予防体操
1月26日(金) 保健センター	終日	高齢者の健康と安全のための知識・技術(講義・実技) ○高齢者の疾患・介護などについて
2月2日(金) 保健センター	午前	高齢者の食事について(講義・実習) ○調理実習
	午後	サービス提供の際の注意事項などについて ○事例の説明・演習

第8次桶川市高齢者福祉計画及び第7次桶川市介護保険事業計画素案について意見を募集します

老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」および介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体の計画として策定します。この計画について、皆さんからのご意見を募集します。

閲覧・意見の募集期間▶12月11日(月)~平成30年1月10日(水)

意見を提出できる人▶市内在住、在勤、在学の人など

閲覧場所▶高齢介護課、情報公開コーナー ※ホームページでも閲覧できます。

意見の提出方法▶指定用紙に必要事項を記入し、郵送(〒363-8501住所記入不要)、メール(kaigo@city.okegawa.lg.jp)、または直接、高齢介護課へ。

提出された意見の取扱い▶市の考えなどを踏まえて整理し、ホームページなどで公表します。

詳しくは☎高齢介護課

介護者のつどい・介護者サロン

地域包括支援センター主催で、介護に関する情報交換の場として、介護者のつどい・介護者サロンを開催します。

介護者サロン	とき	12月4日(月)10:30~12:00	ところ	ルーエハイム(地域包括支援センター)
	内容	「介護者サロン」は介護を経験した人、現在介護をしている人、これから介護を考えている人が集い、介護の悩みや経験談を聞いたり、情報交換を行う場です。		
	問合せ	地域包括支援センター「ルーエハイム」(若宮1-5-2 4F) ☎789-2121		

介護者のつどい「蘭の会」	とき	12月9日(土)13:30~15:00	ところ	農業センター
	内容	介護者の交流、情報交換、体操などを行っています。お茶を飲みながら一緒にリフレッシュしませんか？		
	問合せ	地域包括支援センター「ねむのき」(川田谷5830-1) ☎783-5311		

社協介護者のつどい	とき	12月13日(水)13:30~15:00	ところ	地域福祉活動センター
	内容	日頃、介護をしている人がほっと一息つけるような場所になればと考えています。介護をしている中での疑問や悩みなどを話し合いませんか。		
	問合せ	地域包括支援センター社会福祉協議会(末広2-8-8) ☎728-2265		



## 高齢介護課からの確定申告などに係るお知らせ

詳しくは☎高齢介護課

①介護保険の「障害者控除対象者認定書」の発行について  
介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けた65歳以上の人（注※参照）は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税や住民税の「障害者控除」の対象になります。

要介護度	障害者控除区分	利用方法
要介護1・2	障害者控除	すでに認定書の発行を受けた人で、要介護度に変化がなく控除額が変わらない場合は、お持ちの認定書で控除ができます。要介護度が変更になり、控除額が変わる場合は、申請すると新しい認定書を発行します。
要介護3・4・5	特別障害者控除	

（注※）身体障害者手帳の1・2級をお持ちの人は、申告の際、身体障害者手帳を提示することで特別障害者控除が受けられます。身体障害者手帳の3～6級をお持ちの人（障害者控除対象者）で、要介護3以上の人は、特別障害者控除が受けられますので、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。また、要介護度が要支援1・2、非該当に変更になった場合は、障害者控除の対象にはなりません。

申請できる人▶12月31日現在、上記の表に該当し、所得税や住民税が課税されている人、または対象者を扶養している家族で、所得税や住民税が課税されている人

申請に必要なもの▶要介護認定を受けている人の介護保険被保険者証  
申請受付▶月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分、第2・第4土曜日の午前8時30分～正午に高齢介護課へ。

②医療費控除の証明書類について  
高齢者などのおむつ費用について、次の要件を満たす人は医療費控除の対象になります。医療費の控除を証明する書類とおむつ購入にかかった領収書を確定申告時に提出してください。

対象要件▶要介護認定を受けている人で、要介護認定のための主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」がB1以上（おむね寝たきり、または寝たきり状態）で尿失禁が見られる人

申請方法▶かかりつけ医に「おむつ使用証明書」の発行を依頼するか、おむつ費用の医療費控除申請が2年目以降の人は、高齢介護課に「主治医意見書の記載内容確認書」の発行を申請してください。

## 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正について

（平成30年1月以降）

詳しくは☎税務課

平成29年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の取扱いが変更されました。改正の概要は次のとおりです。

①配偶者控除  
納税義務者の前年の合計所得金額の区分に応じて控除額が改正されたほか、前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました（改正前：合計所得金額の制限無）。

納税義務者の前年の合計所得金額	所得税控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円（33万円）	48万円（38万円）
900万円超～950万円以下	26万円（22万円）	32万円（26万円）
950万円超～1,000万円以下	13万円（11万円）	16万円（13万円）

（ ）内は市・県民税控除額

### ②配偶者特別控除

納税義務者の前年の合計所得金額の区分に応じて控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の前年の合計所得金額が38万円超123万円以下となりました（改正前：38万円超76万円未満）。なお、改正前と同様に、前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできないこととなります。

【前年の合計所得金額が900万円以下の納税義務者の配偶者特別控除額】

配偶者の前年の合計所得金額	所得税控除額	配偶者の前年の合計所得金額	市・県民税控除額
38万円超～85万円以下	38万円	38万円超～90万円以下	33万円
85万円超～90万円以下	36万円	90万円超～95万円以下	31万円
90万円超～95万円以下	31万円	95万円超～100万円以下	26万円
95万円超～100万円以下	26万円	100万円超～105万円以下	21万円
100万円超～105万円以下	21万円	105万円超～110万円以下	16万円
105万円超～110万円以下	16万円	110万円超～115万円以下	11万円
110万円超～115万円以下	11万円	115万円超～120万円以下	6万円
115万円超～120万円以下	6万円	120万円超～123万円以下	3万円
120万円超～123万円以下	3万円		

なお、前年の合計所得金額が900万円超の納税義務者については控除額が異なります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

※平成30年分の所得税、平成31年度の市・県民税からの適用となります。

## 上尾税務署からの確定申告のお知らせ

確定申告などに関する問合せ

上尾税務署 ☎770-1800（自動音声で案内します）

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

相談に来る人は、この期間内にお越しください。

とき▶平成30年2月16日（金）～3月15日（木） ※土・日および祝日を除く午前9時～午後4時

ところ▶上尾税務署（上尾市西門前577）

## 税法上の被扶養者を確認のうえ申告してください

詳しくは☎税務課

年末調整や確定申告の時期が近づいてきました。

納税者が、配偶者や子、親などを扶養している場合、申告により所得税や市・県民税の計算の際に所得控除（配偶者控除や扶養控除など）を受けることができます。

税法上の被扶養者（扶養される人）とは、その年の1月1日から12月31日までの所得金額が38万円以下である親族です。

### ■所得金額が38万円とは

所得区分	収入金額①	収入から差し引く金額②	所得金額③（①-②）	所得金額が38万円を超えた人を被扶養者とすることはできません。※
給与収入	103万円	65万円	38万円	
年金収入（65歳未満）	108万円	70万円	38万円	
（65歳以上）	158万円	120万円	38万円	
営業・不動産などの収入	収入金額	必要経費	①から②を差し引いた金額	

※配偶者に限り、所得金額38万円超76万円未満までは配偶者特別控除を受けることができます。配偶者控除および配偶者特別控除については、平成30年1月から制度が改正されます（詳しくは、「配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正について」を参照してください）。

### ■扶養に関する注意点

①被扶養者の平成29年中の所得金額（見込み）が38万円以下であること。

※被扶養者の所得金額の上限は、税と健康保険などでは異なりますので、注意してください。

②複数の納税者が、同じ人を被扶養者として所得控除を受けることはできません。配偶者、子、親などをどなたの被扶養者とするか、家族内で確認してく

ださい。  
③同居していない人（住民票で別世帯となっている人）を扶養している場合は、被扶養者の『平成30年1月1日現在の住民票に登録されている住所』を必ず申告書に記入してください。

④給与所得の人で平成29年中に被扶養者の内容に変更があった場合は、年末調整のときに必ず勤務先で変更の手続きをしてください。



### シリーズ 旧桶川飛行学校⑫

### ～車庫棟の復原整備～

今回は車庫棟の復原整備要旨についてご紹介をします。この建物は段階的に規模が拡大された経過が調査で判明しましたが、昭和12年(1937)当初は間口12m・奥行6m規模の小規模な構えの車庫でした。その後、太平洋戦争の開戦によって学校運営が見直されたことにより、多くの兵士を育成することに転じています。これに伴い、既存建物の増改修が昭和18年(1943)に行われていますが、車庫棟も「間口を南側に8.1mほど増築」しています。この増築工事では床下ピットや倉庫・休憩室なども設けましたが、増築部屋根を形成するトラス真東の固定は従来の鉄製箱金物や帯金物を使用されず、簡易な木板・釘留めとなっていました。内地とは言え、軍関係施設でさえも鉄が不足していた状況が読み取れます。

戦後、共同住宅の用途に供する改修として、「梁間方向に五世帯分の界壁設置」や「上床・天井を含む後補内部造作の付加」の他、「東側背面に奥行1.8mの納戸を各住戸連ねて付加」する改修が行われています。

更には「後補給排水設備類の付加」も行われました。

今回の復原整備では、このような後補付加物と正面大戸内側に設置された後補柱間装置を取り払い、昭和18年の旧規の形状に復することを主要骨子としています。

車庫棟は敷地内に現存する建物のなかで唯一、小屋裏を露とした一大空間で主要室を構成していますが、この状況を変わず堅持するため、新たな構造補強手法を他に先駆けて実施する予定です。これにより、車庫棟はより安全な建物に復原整備されることとなります。



解体前の破損が著しい車庫棟外観写真



復原整備予定の守衛棟外観パース

ものづくり大学横山研究室

年末は慌ただしく、年始めは気が

#### 年末年始の火災予防について

**内容**▼AEDを用いた心肺蘇生法(成人)および大出血時の止血方法など※講習修了者には修了証を交付  
**とき**▼平成30年1月13日(土)午前9時～正午(午前8時45分受付開始)  
**ところ**▼北本消防署北本東分署2階会議室(北本市宮内7-24)  
**対象**▼桶川市・鴻巣市・北本市に在住または在勤で中学生以上の人(再受講可)  
**定員**▼15人【申込順】  
**費用**▼無料  
**持ち物**▼筆記用具※WEB講習受講者は、消防本部発行の受講証明書(スマートフォンなどの画面提示でも可)  
**その他**▼消防本部ホームページで応急手当WEB講習の受講ができません(WEB講習受講者は救命講習の受講時間が開始より1時間免除されます)。  
**申込み・問合せ**▼12月15日(金)～平成30年1月6日(土)に、電話または直接、北本消防署北本東分署(☎048-593-0119)へ。

#### 応急手当(普通救命講習Ⅰ)講習のお知らせ

納税通知書は新年度の5月上旬に納税義務者に送付します。そのため、譲渡や建物の取壊しなどにより、通知書を受け取った時点で固定資産を所有していない場合でも、新年度の固定資産税は納税義務者が納付することになります。  
また、建物などの新築や増築、取壊しなどを行い、その後、登記をし

ていない場合は、課税内容が把握できないことがありますので、連絡してください。  
詳しくは☎税務課

#### 市内で事業をしている人へ 償却資産の申告について

償却資産とは、個人・法人を問わず、事業のために所有している機械・器具・備品などを指し、固定資産税の課税対象となります。  
市内で事業をしている人は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を、その年の1月31日までに申告をする必要があります。該当すると思われる人には、申告書類を12月中旬に送付しますが、書類が届かなかった場合や不明な点がありましたら連絡してください。  
なお、申告書はホームページからもダウンロードできます。  
詳しくは☎税務課



#### 年越しそばご予約賜ります

お持ち帰り 生そば・汁付き  
手打ちそば・うどん  
**藤むら** (大村屋支店)  
☎787-1411 桶川市上日出谷976  
営業時間 11:00～20:00 定休日:月曜日

相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ	
法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚、相続などの法律全般についての相談	1日(金)・8日(金)・15日(金) 22日(金)14:00~17:00 16日(土)9:00~12:00 平成30年1月5日(金)・12日(金)・ 26日(金)・20日(土)9:00~12:00	仮設庁舎相談室	秘書広報課	
司法書士法律相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債権整理)等の相談	14日(木) ※次回は平成30年1月 11日(木)13:00~16:00	仮設庁舎相談室		
行政書士相談(予約制)	行政書士	成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談	4日(月) ※次回は平成30年1月 9日(火)13:00~16:00	仮設庁舎相談室		
不動産相談(予約制)	宅地建物取引主任者	不動産の売買、賃貸借契約などの相談	27日(水) 13:00~16:00	仮設庁舎相談室		
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	16日(土) 9:00~12:00	仮設庁舎会議室 201 電話でも可 ☎786-3211		
行政相談	行政相談委員	国や県、公団・公社等への要望や苦情についての相談	8日(金) 次回は平成30年1月 12日(金)10:00~12:00	仮設庁舎相談室		
多重債務相談	市役所職員	消費者金融等からの借金返済などに困っている人の相談	随時	仮設庁舎相談室 直通☎786-3450		
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	仮設庁舎相談室		安心安全課
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	11日(月)・25日(月) 10:00~16:00	仮設庁舎相談室		人権・男女共同 参画課
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談	12日(火) 9:00~12:00	地域福祉活動センター3階		
内職相談	内職相談員	内職に関する相談・案内	毎週水曜日・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00(12:00~13:00を除く)	勤労福祉会館 直通☎773-1121(水・金曜日)	産業観光課	
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30(12:00~13:00を除く)	仮設庁舎2階 電話でも可 ☎786-3211	自治文化課	
子どもと家庭なんでも相談	家庭児童相談員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週火曜日・木曜日(祝日を除く) 10:00~16:00	駅前子育て支援センター 電話でも可 直通☎777-7708	子ども支援課	
子どものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター 分室☎787-5562	児童発達支援センター分室	
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごと相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:15~16:30	桶川市教育センター 直通☎786-3237	学校支援課	
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター 直通☎728-2369	社会福祉協議会	

※上記相談外での個別相談は、相談料が発生する場合があります。

☆ 交通事故統計 ☆

— 桶川市内の人身事故 —  
(毎年1月からの累計)

	平成29年 9月末	平成28年 9月末	対前年 同月比
件数	187件	215件	-28件
死者数	1人	0人	1人
負傷者数	231人	258人	-27人

運転は ゆずるやさしさ 待つ心

「無料なんでも相談会」を開催します

内容▼①弁護士、司法書士による法律相談②社会福祉士による生活相談③精神保健福祉士によるこころの相談※専門職による面談形式のワンストップ相談

とき▼12月17日(日)午後1時~5時

ところ▼夜明けの会※朝日総合合法務事務所内(朝日2-12-23)

主催▼夜明けの会

申込み・問合せ▼【事前予約制】電話(774-2862)で夜明けの会へ。

〈 広告 〉

**ニチエー塗装** 外壁塗装 各種リフォーム

ベテラン職人に直接お任せください!

外壁+木部 → 62万円(税別) 建坪30坪まで(足場・汚れカビ取り洗浄など一切の金額含む)

外壁+木部+屋根 → 78万円(税別)

●良心価格 ●丁寧施工 ●見積無料 ●相見積大歓迎

☎0120-137-156

建設埼玉組合加入 埼玉県知事許可(般-27)第56065号 〒363-0025 桶川市下日出谷 943-228 ニチエー塗装 検索

低体温はあぶない 温活で免疫力up

倅せになりたい

陶板浴 ところ

桶川市上日出谷750-20 ☎048-729-6062

営業時間 朝9時~夜9時まで 年中無休

http://tobanyoku-kokoro.wixsite.com/mysite

